

可視化の現在 立会いの未来

証拠開示のデジタル化

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部 委員 山本 了 宣

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部では従前より、取調べDVDの謄写料金が異常に高額(2018年当時、最大2500円)であり、弁護活動の妨げとなっていることに問題意識を持ってきた。同本部においては、この問題を、「刑事記録の謄写等のために、被告人が費用負担をしなければならないことはそもそも妥当か。」という形で捉え直し、この観点から、海外における法令・運用の調査をし、月刊大阪弁護士会(2020年5・6月合併号、7月号)で報告並びに運用に関する提言をおこなったところである。その成果と近時の動向を踏まえ、今回は「証拠開示のデジタル化」問題について紹介、検討することとする。

1. はじめに

執筆者は、**謄写費用として、700万円を被告人が自己負担した**という事例を経験した。この事例は、現在の刑事手続に重大な問題があることを教えてくれた。

多くの方にはこんな経験があるはずである。

- ・私選弁護の**依頼人が、証拠の紙コピーのために、何万、何十万、百万円以上の費用を自己負担**している。
- ・国選弁護事件では、法テラスの補填があるとはいえ、**謄写費用を立て替えている**。自白事件では**弁護人として謄写費用の自己負担**もある。
- ・記録の全部を謄写することはできない。**カラー謄写はあきらめる。取調べDVDも高いので省略する。**

結局、現在の証拠開示手続は、謄写に費用がかかるということにより、被告人や弁護士という個人に対して大変な負担を強いると共に、防御活動を阻害しているのである。

これに問題意識を持った当本部の調査によって、海外の実情が分かった。多くの法域では、このような問題が存在しないことが明らかになったのである。すなわち、

深圳市律師協会、シンガポール弁護士会、カリフォルニア州弁護士協会、香港律師会、イギリス実務家、台湾研究者の回答によれば、これら各法域においては、**証拠開示は原則的に無償**であった。更に、シンガポール弁護士会を除いて、いずれも**証拠開示には電子データ(PDFファイルなど)が利用されている**との回答であった。

以上の事実と現行法を踏まえつつ、執筆者は次のような運用をおこなうべきであると結論づけた(月刊大阪弁護士会2020年7月号「可視化の現在、立会いの未来」)。

「検察官は、刑訴法299条、316条の14その他の証拠開示をおこなう際に、弁護人に対して、証拠の電子的複製(PDFなど)を格納した媒体を無償で交付する。」

今この提言に関連のある具体的な動きがあらわれてきた。そこでこれを紹介しながら、更に弁護人としてこの問題にどう関わっていくべきかを考えることとしたい。

2. 『証拠開示のデジタル化を求める要望書』

去る2020年11月11日、『**証拠開示のデジタル化を実現する会**』^{※1}(共同代表：後藤真人、高野隆)が、『**証拠開**

※1 <http://www.change-discovery.org>

示のデジタル化を求める要望書」を政府に提出するとの方針を明らかにし、同要望書への署名の募集を始めた。

同会は結論として次の事項を政府に要望するとしている。

「刑事事件の証拠開示において、検察官が、証拠の電子データを格納したメディアを作成し、弁護人に交付する運用を開始することを求める。」

同要望書は、現在の証拠開示には4つの問題点があるとし、更に7つの理由を挙げて前記要望は妥当であるとしている。執筆者も同要望書に賛同しうるものとする。

上記要望にはおそらく多数の賛同が集まり、本誌発行時点においては政府に提出済みとなることであろう。

3. 「デジタル化されていない証拠開示手続」の問題点

当本部において直接に問題としてきたのは証拠開示に要する高額な費用の問題であるが、証拠開示の無償化を考える上で、証拠開示のデジタル化は切り離すことができない。

むしろ証拠開示をデジタル化すればそれは無償になるのが自然であり、証拠開示をデジタル化するのに本来は何の問題もないのであるから、「証拠開示をデジタル的におこなわないことの弊害」として問題を捉え直すこともできる。

このような観点から改めて整理すれば、現在のデジタル化されていない証拠開示手続には次の問題があると言える。

(1) 証拠を入手するための経済的負担

私選弁護事件においては、弁護人が謄写事業者に払う費用は、法テラスから補填されない。つまり、証拠の謄写に要する費用は、弁護人個人か被告人個人の負担となる。

国選弁護事件において、自白事件の場合は、200枚

分（8000円程度）を弁護人が自己負担する。

証拠の入手のためだけに大変な経済的負担が生じる。

(2) 紙コピーの作成のために税金が浪費される

国選弁護事件においては、謄写費用は一部補填される。弁護人や被告人の負担は軽減される。

しかし今度は税金の使い方として妥当かという問題が生じる。本来はしなくてもよい紙コピーである。しかも、事実上自由競争が存在しない市場で、民間事業者が、特別な法的規制も手続も無しに定めた1枚40円あるいは70円といった高額な費用を、租税資源で賄っている。ブルーレイディスクの場合には、大阪で最も高い時期には1枚2500円だった（ディスクを1枚1枚焼く必要は全く無い。）。

(3) 証拠の入手困難

証拠の入手のために経済的負担があると、弁護人は開示証拠の全部を簡単には謄写できない。

- ・そもそも全く謄写しない
- ・一部分だけ謄写する
- ・カラーは回避して、全てモノクロで謄写する（写真などの判読性が大きく低下する）

地域によっては、謄写事業者がいなかったり、対応態勢が不十分な場合もある。この場合弁護人や事務員が検察庁に出向いて自分で「謄写」しなければならない。しかしこのような作業は、負担が大きく困難である。証拠が多い場合には、物理的に不可能とさえ言える。

要するに、弁護人は証拠の全部を手元に置くことができずに弁護をせざるをえない。弁護人は最善努力義務を負っているが、証拠が入手困難であるために、その任務を十分に果たせない状況が常態化している。

(4) 被告人側の防御の困難と訴訟の遅延

紙媒体での謄写作業は、紙のコピーを作る作業が生じるために、弁護側が謄写物を入手するのが遅く

なる。また、紙媒体の膨大な資料を検討する作業は、非能率的なものとなる。

この結果、被告人側は資料の検討の開始が遅くなり、また、検討作業にも多くの時間がかかる。

そのぶん訴訟は遅延することとなる。その一方で弁護側は、いつまでも手続を停滞させるわけにはいかない、あるいは、被告人の身体拘束への配慮などの理由で、不十分な検討のまま見切り発車をせざるを得ないことも多い。

このように見てくると、「デジタル化されていない証拠開示」の抱える問題は大きい。

まず、証拠の入手がそもそも困難であるという点は、明らかな**防御権の侵害**である。証拠の入手に高額な経済的負担が必要だという点に特に注目すると、**裁判を受ける権利の侵害**にすらなりかねない。

次に、不要な紙コピーに、高額の単価での支出をするという点では、**租税資源の浪費**の問題が出る。

更に訴訟の遅延の点は、**迅速な裁判を受ける権利の侵害**にあたる。国家作用としての能率性の低さに着目すれば、これも広い意味での租税資源の浪費にあたる。

デジタル化されていない証拠開示は、複合的で大きな害を生んでいる。

4. 証拠開示のデジタル化に向けて

今も我々刑事弁護人は、依頼人に高額な費用負担をお願いしながら証拠の紙コピーを入手したり、あるいは費用を理由にコピーをあきらめたり、膨大な紙の山の中で四苦八苦したりしている。

これは「当たり前」ではない。「異常」な事態だと考えるべきである。

証拠開示のデジタル化は、刑事事件を取り扱う弁護士がその最善努力義務を果たすために、重要なテーマとなると言えるであろう。弁護を受ける被告人からす

れば、その防御権が保障されるために、当然必要な体制であると言える。

現在、政府は**刑事手続のオンライン化**を進めるとの方針を示している。しかし、そのオンライン化が、被疑者・被告人の利益のためになされるとは限らない。実際、真っ先に検討されているのは、**令状手続のオンライン化**である。刑事手続のオンライン化を、被疑者・被告人の利益を十分に守るものとするためには、これからの努力が必要であろう。証拠開示のデジタル化という点を1つの切り口とすることは、有意義ではないだろうか。

同時に、この問題には「市民的」な視点からも光が当てられる必要があるだろう。

すなわち、現在の不合理な証拠開示運用のあり方は、我が国の行政官庁の前例主義、保守主義を象徴した、旧弊の1つであるとさえ見うる。しかもそれが租税資源を浪費している。刑事手続の中に無意味なボトルネックが含まれ、全体として不合理に能率を落としている。こうした事態は、まさに市民の立場から問題視されるべき事象であろう。

証拠開示のデジタル化問題は、こうした文脈の中に位置づけられるものと考えられる。

本稿をお読みいただいた方には、是非このような視点から、証拠開示のデジタル化問題に継続して関心をお持ちいただきたいと考える。また、各単位会や、個々の弁護活動において、証拠開示をデジタル的な方法で実施することを検察庁に要求していくことも今後必要となると考えられる。

当本部においても、今後証拠開示のデジタル化に関して、各種の活動を継続していくこととしたい。